



平成24年6月25日

住宅局建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士の懲戒処分は、建築士法第10条第1項各号に該当する場合に、同条第4項の規定に基づき、中央建築士審査会の同意を得て行うこととなっております。

去る6月18日に開催された中央建築士審査会において、一級建築士6名に対する懲戒処分について同意が得られ、同日付けで処分いたしましたので、別紙のとおり公表します。

平成24年度 一級建築士の懲戒処分について（第1回）

1 吉田 他起子（登録番号 第222069号）

① 処分の内容

平成24年10月1日から業務停止11月

② 処分の原因となった事実

石川県内の建築物（5物件（長期優良住宅認定：平成21年12月、平成22年1月、同年2月（2物件）、同年3月））について、タマホーム（株）野々市支店一級建築士事務所（石川県知事登録第13445号）の業務に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請手続において、当該申請手続の代理者として、長期優良住宅認定申請書の内容と現場が異なるにもかかわらず、長期優良住宅認定申請書を作成して所管行政庁に提出し、認定を受けた。

また、上記5物件のうち2物件について、当該申請手続の代理者として、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針（平成21年国土交通省告示第208号）等に基づく、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書（以下「完了報告書」という。）を所管行政庁に提出する際、添付書類である検査済証の写しの改ざんを行い、これを提出した。さらに、上記5物件のうち別の2物件について、当該申請手続の代理者として、完了報告書を所管行政庁に提出する際、添付書類である検査済証の写し及び工事監理報告書の写しの改ざんを行い、これを提出した。

なお、5物件とも建築基準法上の構造等に関する基準は満たしている。

2 久保 直輝（登録番号 第236149号）

① 処分の内容

平成24年10月1日から業務停止4月

② 処分の原因となった事実

三重県内の建築物（1物件）について、（有）ホクセイ工房（三重県知事登録第1-1389号）の業務に関し、建築士たる工事施工者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく「確認済証」の交付を受けずに建築工事を行った。

また、同物件について、工事監理者として、「確認済証」の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

3 木藤 義巳（登録番号 第214045号）

① 処分の内容

平成24年10月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

北海道内の建築物（1物件（建築確認：平成23年8月））について、北海道ガソン（株）（北海道知事登録（石）第5406号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第2項に基づく札幌市建築基準法施行条例（昭和35年条例第23号）第36条第1項第1号の規定に違反する設計（自動車車庫の敷地において、幅員6メートル未満の道路に面する箇所に自動車の出入口を設けてはならないにもかかわらず、適合しない設計）を行った。

4 前田 登 (登録番号 第147312号)

① 処分の内容

平成24年10月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

兵庫県内の建築物(1物件(建築確認:平成22年6月))について、(株)前田建築設計事務所(大阪府知事登録(ロ)第21786号)の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第119条の規定に違反する設計(廊下の用途が共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における共用のもので、廊下の両側に居室がある廊下以外の廊下の幅は1.2メートル以上としなければならないにもかかわらず、1.2メートルに満たない設計)を行った。

5 菅野 憲 (登録番号 第119313号)

① 処分の内容

平成24年10月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

岡山県内の建築物(1物件(建築確認:平成20年9月))について、一級建築士事務所(株)ユー・ディ・ディ設計(岡山県知事登録第12147号)の業務に関し、設計者として、建築基準法第43条第2項の規定に基づく岡山県の建築物の制限に関する条例(昭和26年岡山県条例第10号)第8条の規定に違反する設計(建築物の敷地が、幅員4メートル以上の道路に3メートル以上接しなければならないにもかかわらず、適合しない設計)を行った。

6 鈴木 健雄 (登録番号 第92898号)

① 処分の内容

平成24年10月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

愛知県内の建築物(1物件(建築確認:平成23年1月))について、(株)鈴木健雄設計室(愛知県知事登録(い-19)第4836号)の業務に関し、確認申請の代理者として、都市計画法(昭和43年法律第100号)第43条第1項に基づく許可書の写しを改ざんした文書を添付して、虚偽の確認申請を行った。



平成24年9月6日

住宅局建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士の懲戒処分は、建築士法第10条第1項各号に該当する場合に、同条第4項の規定に基づき、中央建築士審査会の同意を得て行うこととなっております。

去る8月30日に開催された中央建築士審査会において、一級建築士20名に対する懲戒処分について同意が得られ、同日付けで処分いたしましたので、別紙のとおり公表します。

平成24年度 一級建築士の懲戒処分について（第2回）

1 遠藤 孝 （登録番号 第96161号）

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止12月

② 処分の原因となった事実

埼玉県内、千葉県内及び神奈川県内の建築物（9物件）について、（有）藤建事務所（埼玉県知事登録（4）第3004号）の業務に関し、設計者として、上記9物件のうち千葉県内及び神奈川県内の8物件について構造計算書の不整合がみられる不適切な設計（（1）神奈川県内の1物件（建築確認：平成19年6月）について、構造計算書の断面計算において「NG」が「OK」に切り貼りされている。（2）別の神奈川県内の1物件（建築確認：平成15年4月）について、（イ）複数の出力した計算書を組み合わせる1つの計算書としている、（ロ）断面算定について計算書の数値が切り貼りされている。（3）別の神奈川県内の1物件（建築確認：平成17年6月）について、（イ）複数の出力した計算書を組み合わせる1つの計算書としている、（ロ）計算書の部材種別が書き換えられている、（ハ）偏心率を操作するため不適切な追加荷重が入力されている。（4）別の神奈川県内の1物件（建築確認：平成12年9月）について、構造計算書において数値が切り貼りされている。（5）千葉県内の1物件（建築確認：平成17年8月）について、（イ）断面計算において「NG」が「OK」に切り貼りされている、（ロ）計算書の部材種別が書き換えられている。（6）別の千葉県内の1物件（建築確認：平成17年8月）について、（イ）断面計算において「NG」が「OK」に切り貼りされている、（ロ）計算書の部材種別が書き換えられている。（7）別の神奈川県内の1物件（建築確認：平成18年8月）について、構造計算書の部材種別が書き換えられている。（8）別の神奈川県内の1物件（建築確認：平成13年8月）について、（イ）複数の出力した計算書を組み合わせる1つの計算書としている、（ロ）計算書の部材種別が書き換えられている。）を行い、また、上記9物件のうち埼玉県内の1物件（建築確認：平成17年10月）について構造計算書と構造図の間に不整合がみられる不適切な設計を行った。

なお、9物件とも建築基準法上の構造等に関する基準は満たしている。

2 大栗 育夫 （登録番号 第124639号）

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止6月

② 処分の原因となった事実

埼玉県内、千葉県内及び神奈川県内の建築物（6物件）について、（株）長谷工コーポレーションエンジニアリング事業部一級建築士事務所（東京都知事登録第10339号又は東京都知事登録第49317号）の業務に関し、設計者として、上記6物件のうち千葉県内及び神奈川県内の5物件について構造計算書の不整合がみられる不適切な設計（（1）神奈川県内の1物件（建築確認：平成15年4月）について、（イ）複数の出力した計算書を組み合わせる1つの計算書としている、（ロ）断面算定について計算書の数値が切り貼りされている。（2）別の神奈川県内の1物件（建築確認：平成17年6月）について、（イ）複数の出力した計算書を組み合わせる1つの計算書としている、（ロ）計算書の部材種別が書き換えられている、（ハ）偏心率を操作するため不適切な追加荷重が入力されている。（3）千葉県内の1物件（建築確認：平成17年8月）について、（イ）断面計算において「NG」が「OK」に切り貼りされている、（ロ）

計算書の部材種別が書き換えられている。(4)別の千葉県内の1物件(建築確認:平成17年8月)について、(イ)断面計算において「NG」が「OK」に切り貼りされている、(ロ)計算書の部材種別が書き換えられている。(5)別の神奈川県内の1物件(建築確認:平成13年8月)について、(イ)複数の出力した計算書を組み合わせて1つの計算書としている、(ロ)計算書の部材種別が書き換えられている。)を行い、また、上記6物件のうち埼玉県内の1物件(建築確認:平成17年10月)について構造計算書と構造図の間に不整合がみられる不適切な設計を行った。

なお、6物件とも建築基準法上の構造等に関する基準は満たしている。

3 横川 英夫 (登録番号 第105536号)

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

神奈川県内の建築物(1物件(建築確認:平成18年8月))について、(株)長谷工コーポレーションエンジニアリング事業部一級建築士事務所(東京都知事登録第49317号)の業務に関し、設計者として、構造計算書の不整合がみられる不適切な設計(構造計算書の部材種別が書き換えられている。)を行った。

なお、建築基準法上の構造等に関する基準は満たしている。

4 三井 啓太郎 (登録番号 第94193号)

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

神奈川県内の建築物(1物件(建築確認:平成12年9月))について、(株)長谷工コーポレーションエンジニアリング事業部一級建築士事務所(東京都知事登録第10339号)の業務に関し、設計者として、構造計算書の不整合がみられる不適切な設計(構造計算書において数値が切り貼りされている。)を行った。

なお、建築基準法上の構造等に関する基準は満たしている。

5 狩野 洋一 (登録番号 第201307号)

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

神奈川県内の建築物(1物件(建築確認:平成19年6月))について、一級建築士事務所(株)松田平田設計(東京都知事登録第126号)の業務に関し、設計者として、構造計算書の不整合がみられる不適切な設計(構造計算書の断面計算において「NG」が「OK」に切り貼りされている。)を行った。

なお、建築基準法上の構造等に関する基準は満たしている。

6 尾又 清 (登録番号 第227624号)

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止11月

② 処分の原因となった事実

東京都内及び神奈川県内の建築物(9物件(建築確認:東京都内の6物件は、平成16年5月、平成17年7月(2物件)、平成18年3月(3物件)、神奈川県内の3物件は、平成18年2月(2物件)、同年4月)について、一級建築士事務所飛鳥設計(株)(東京都知事登録第33753号)の業務に関し、設計者として、建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条の規定に違反する設計(構造耐力上必要な軸組の設置基準を満たさない設計)を行った。

7 生井 昌三 (登録番号 第71727号)

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止8月

② 処分の原因となった事実

千葉県内の建築物（6物件（建築確認：平成14年3月（2物件）、同年4月（4物件）））について、一級建築士事務所（有）生井建築設計事務所（千葉県知事登録第1-9806-62号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条の規定に違反する設計（構造耐力上必要な軸組の設置基準を満たさない設計）を行った。

8 長瀬 暁生 (登録番号 第268986号)

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止6月

② 処分の原因となった事実

埼玉県内及び千葉県内の建築物（4物件（建築確認：埼玉県内の1物件は、平成14年11月、千葉県内の3物件は、平成13年11月、平成14年7月、平成15年7月））について、二級建築士事務所三橋総合企画二級建築士事務所（千葉県知事登録第2-0002-2997号）及び一級建築士事務所有限会社ナガセ設計（千葉県知事登録第1-1203-5681号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条の規定に違反する設計（構造耐力上必要な軸組の設置基準を満たさない設計）を行った。

9 中野 喜久 (登録番号 第92723号)

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止5月

② 処分の原因となった事実

神奈川県内の建築物（3物件（建築確認：平成12年9月、平成20年9月（2物件）））について、一級建築士事務所（有）中野建築設計事務所（神奈川県知事登録第5371号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条の規定に違反する設計（構造耐力上必要な軸組の設置基準を満たさない設計）を行った。

10 松井 隆雄 (登録番号 第55800号)

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

東京都内の建築物（1物件（建築確認：平成15年3月））について、一級建築士事務所松井建築設計事務所（東京都知事登録第27433号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条の規定に違反する設計（構造耐力上必要な軸組の設置基準を満たさない設計）を行った。

11 横尾 敏 (登録番号 第216785号)

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

埼玉県内の建築物（1物件（建築確認：平成18年5月））について、横尾一級建築設計事務所（埼玉県知事登録（6）第701号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条の規定に違反する設計（道路に接する他人の土地を無承諾で本件建築物の敷地とし、その敷地を除くと無接道となる設計）を行った。

12 吉田 雅昭 (登録番号 第179084号)

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

東京都内の建築物(1物件(建築確認:平成22年12月))について、(株)杉原設計事務所(東京都知事登録第7318号)の業務に関し、設計者として、建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第4項の規定に違反する設計(第二種中高層住居専用地域内に建築してはならない建築物の設計)を行った。

13 平野 真司 (登録番号 第345113号)

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

愛知県内の建築物(1物件(建築確認:平成23年8月))について、(株)三昭堂建築設計事務所(愛知県知事登録(い-19)第4786号)の業務に関し、設計者として、建築基準法(昭和25年法律第201号)第44条の規定に違反する設計(本件建築物は建築基準法第42条第2項に定める道路に接するが、同道路の中心線からの水平距離2メートル以内の道路内に本件建築物を建築する設計)を行った。

(14に係る処分の効力が停止しているため、当該部分は削除しております。)

15 桜田 修三 (登録番号 第105688号)

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止2月

② 処分の原因となった事実

神奈川県内の建築物(1物件(建築確認:平成20年6月))について、企業組合創和設計(神奈川県知事登録第4045号)の業務に関し、設計者として、建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の10に基づく認定を受けた型式に適合しない設計(型式適合認定を受けた自走式自動車車庫の設計仕様の平面計画基準にある「本体基本ユニット」と異なる形状を使用している及び「グリッドの組み合わせ」に適合しない組み合わせを行っている設計)を行った。

また、上記物件について、設計者として、建築士法第20条第1項に違反し、他の建築士に無断で当該建築士の名義を借用して、設計図書に記名・押印するとともに、計画通知書の第二面の(その他の設計者)欄に「自走式自動車車庫の設計図書」の作成者として記名した。

16 佐藤 輝明 (登録番号 第292939号)

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止2月

② 処分の原因となった事実

新潟県内の建築物（2物件（建築確認：平成22年12月、平成23年7月））について、東日本ハウス（株）新潟支店（新潟県知事登録（ニ）第2848号）の業務に関し、建築確認申請の代理者及び工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

17 高橋 隆一 （登録番号 第257964号）

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

千葉県内の建築物（3物件）について、東京セキスイハイム（株）千葉支店一級建築士事務所（千葉県知事登録第1-0707-6845号）の業務に関し、当該事務所の管理建築士として、当該事務所の業務に係る技術的事項の総括を怠ったため、上記3物件のうち1物件（建築確認（偽造）：平成22年10月）について当該事務所に所属する技術者が作成した虚偽の確認済証により無確認工事が行われ、上記3物件のうち別の1物件（適合証明（偽造）：平成22年7月・平成23年3月）について当該技術者が作成した虚偽の竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（新築住宅）及び虚偽の都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条に基づく開発行為に関する工事の検査済証により住宅融資等が行われ、上記3物件のうち別の1物件（適合証明（偽造）：平成23年5月）について当該技術者が作成した虚偽の竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（新築住宅）により住宅融資が行われた。

18 青木 基浩 （登録番号 第254508号）

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

千葉県内の建築物（2物件）について、東京セキスイハイム（株）千葉支店一級建築士事務所（千葉県知事登録第1-0707-6845号）の業務に関し、当該事務所の管理建築士として、当該事務所の業務に係る技術的事項の総括を怠ったため、上記2物件のうち1物件（建築確認（偽造）：平成23年7月）について当該事務所に所属する技術者が作成した虚偽の確認済証により無確認工事が行われ、また上記2物件のうち別の1物件（適合証明（偽造）：平成23年10月）について当該技術者が作成した虚偽の竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（新築住宅）により住宅融資が行われた。

19 加納 孝幸 （登録番号 第164361号）

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

千葉県内の建築物（1物件（建築確認（偽造）：平成19年7月））について、セキスイハイム千葉（株）一級建築士事務所（千葉県知事登録第1-0311-6065号）の業務に関し、当該事務所の管理建築士として、当該事務所の業務に係る技術的事項の総括を怠ったため、当該事務所に所属する技術者が作成した虚偽の確認済証により無確認工事が行われた。

20 今井 義明 （登録番号 第90742号）

① 処分の内容

平成25年1月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

一級建築士事務所建築工房空（静岡県知事登録（5）第3759号）の開設者として、平成20年11月28日に当該事務所に置いていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。



平成24年12月25日
住宅局建築指導課

一級建築士の懲戒処分等について

建築士法第9条に該当する一級建築士の免許の取消しがありましたので、別紙1のとおり公表します。

また、一級建築士の懲戒処分は、建築士法第10条第1項各号に該当する場合に、同条第4項の規定に基づき、中央建築士審査会の同意を得て行うこととなっております。去る12月14日に開催された中央建築士審査会において、一級建築士40名に対する懲戒処分について同意が得られ、同日付けで処分いたしましたので、別紙2のとおり公表します。

建築士法第9条に基づく一級建築士の処分（免許取消）等について

- ・ 豊島 寿 （登録番号第310956号）
 - ① 処分の内容
免許取消
 - ② 処分の原因となった事実
平成14年及び15年の一級建築士試験において、受験資格を有しないにも関わらず、虚偽の学歴及び実務経験をもって受験を申し込んだ。
 - ③ この者が一級建築士免許を取得前に建築士を詐称した事実
 - (1) 発覚の経緯
平成24年9月に、元勤務先の建築士事務所が、採用選考時（平成7年）に本人から提出されていた一級建築士免許証の写しに疑念を持ち、地方整備局に相談し、登録名簿を確認したところ、登録番号の登録者が豊島氏でないことが分かった。
 - (2) 偽造免許証の写しを行使した事実
平成7年8月頃に履歴書に添付し、雇用された建築士事務所へ提出した。
 - (3) 今後の対応等
 - ・ 元勤務先では豊島氏は所属建築士として業務を行っておらず、建築物の設計は行っていない。平成11年2月退社。
 - ・ 平成16年から平成24年まで豊島氏は建築士事務所を開設しており、豊島氏が関与した建築物の調査及びそれらの安全性の確認を要請した。

平成24年度 一級建築士の懲戒処分について（第3回）

- 1 大石 一敏 （登録番号 第150400号）
 - ① 処分の内容
免許取消
 - ② 処分の原因となった事実
東京高等裁判所平成15年10月21日判決（平成16年8月5日確定）により禁錮以上の刑（無期懲役）に処せられた。

- 2 黒田 正三 （登録番号 第223663号）
 - ① 処分の内容
免許取消
 - ② 処分の原因となった事実
長崎県内の建築物（7物件）について、（有）クロダ総合企画舎一級建築士事務所（長崎県知事登録第117025号）の業務に関し、上記7物件のうち4物件については、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条の規定に違反して構造耐力が不足する設計を行い、また、工事監理者として、建築確認を得ず工事が行われることを容認し、さらに、一級建築士として、特定行政庁に対して平成21年3月付け報告書にて虚偽の報告を行った。
また、上記7物件のうち別の3物件（建築確認：平成17年9月、平成19年2月、平成21年7月）について、工事監理者として、工事監理を十分に行わなかった。
さらに、同事務所の開設者として、上記7物件について、建築士法第24条の4第1項（建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）による改正前（以下「平成18年6月改正前」という。）にあっては第24条の2第1項、建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）による改正前（以下「平成18年12月改正前」という。）にあっては第24条の3第1項）の規定により定められたものを記載した帳簿の備え付け及び保存並びに第24条の4第2項（平成18年6月改正前にあっては第24条の2第2項、平成18年12月改正前にあっては第24条の3第2項）の規定により定められた業務に関する図書の保存を、上記7物件のうち6物件について、平成18年12月改正前の建築士法第24条の5（平成18年6月改正前にあっては第24条の4）の規定により定められた業務実績等の書類の建築士事務所での備え置きを、上記7物件のうち1物件について、第24条の7第1項の規定により定められた契約内容及び履行に関する事項を記載した書面の建築主に対する交付及び説明を、並びに、上記7物件について、第24条の8第1項（平成18年6月改正前にあっては第24条の5第1項）の規定により定められた業務委託等に関する事項を記載した書面の設計又は工事監理業務委託者に対する交付を行わなかった。

- 3 大草 善一郎 （登録番号 第251283号）
 - ① 処分の内容
平成25年4月1日から業務停止9月
 - ② 処分の原因となった事実
福井県内及び富山県内の建築物（29物件）について、大草善一郎建築計画研究所（福井県知事登録第いー1178号）の開設者として、同事務所の登録期間が平成15年5月10日に満了したにもかかわらず、建築士法第23条第3項の規定に違反して、更新の登録を受けず他人の求めに応じ報酬を得て上記29物件のうち福井県内及び富山県内の28物件（建築確認：福井県内の27物件は、平成15年7月、同年9月（2物件）、平成16年4月、同年5月、同年6月、平成17年3月（2物件）、同年8月、同年11月、同年12月、平成18年4月、同年8月、平成20年3月、同年4月、同年7月、同年9月、同年12月、平成21年1月、同年3月、同年9月、平成22年1月、同年2月（3物件）、同年10月、平成23年3月、富山県内の1物件は、平成23年9月）の構造設計を業として行うとともに、一級建築士として、同事務所の登録期間が満了していることを知りながら建築士事務所登録通知書を改ざんして他の建築士事務所に当該改ざんされた建築士事務所登録通知書を提出した。

また、上記29物件のうち別の福井県内の1物件（建築確認：平成14年12月）について、同事務所の開設者として、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律による改正前の建築士法第24条の4の規定に違反して、同条の規定により定められた業務実績等の書類を備え置いて閲覧させなかった。

また、上記29物件のうち福井県内及び富山県内の15物件について、一級建築士として、建築士法第24条の8第1項（建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）による改正前には第24条の6第1項）の規定により定められた業務委託等に関する事項を記載した書面の設計業務委託者に対する交付を行わなかった。

4 中島 雄一郎 （登録番号 第189328号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止6月

② 処分の原因となった事実

熊本県内の建築物（1物件）について、建築士法第23条の10第1項の規定に違反して、建築士事務所の登録を受けずに、他人の求めに応じ報酬を得て、建築確認申請の代理者、設計者及び工事監理者として、建築確認申請の代理、設計及び工事監理の業務を業として行った。

また、建築確認申請の代理者として、虚偽の確認済証を作成して建築主に渡した。

さらに、一級建築士として、建築士法第24条の7第1項の規定により定められた契約内容及び履行に関する事項を記載した書面の建築主に対する交付及び説明を行わないとともに、第24条の8第1項の規定により定められた業務委託等に関する事項を記載した書面の設計又は工事監理業務委託者に対する交付を行わなかった。

5 上杉 祐史 （登録番号 第268092号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止6月

② 処分の原因となった事実

北海道内の建築物（8物件）について、アトリエプラス（北海道知事登録（石）第5231号）の業務に関し、上記の物件のうち1物件（建築確認（虚偽）：平成23年9月）の建築物については、虚偽の確認済証を作成して施工会社の担当者に渡した。

また、上記8物件のうち別の4物件（建築確認：平成19年5月、平成20年6月、同年12月、平成23年6月）について、同事務所の開設者として、建築士法第24条の4第1項の規定に違反して、同項の規定により定められたものを記載した帳簿の備え付け及び保存並びに第24条の4第2項の規定に違反して、同項の規定より定められた業務に関する図書の保存を行わなかった。

また、上記8物件のうち別の3物件（建築確認：平成21年9月、同年11月、平成23年11月）について、同事務所の開設者として、建築士法第24条の7第1項の規定に違反して、同項の規定により定められた契約内容及び履行に関する事項を記載した書面の建築主に対する交付及び説明を行わなかった。

さらに、上記8物件のうち5物件について、同事務所の開設者として、建築士法第24条の8第1項の規定に違反して、同項の規定により定められた業務委託等に関する事項を記載した書面の設計又は工事監理業務の委託者に対する交付を行わなかった。

6 中 幸司 （登録番号 第200970号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止6月

② 処分の原因となった事実

株式会社昇設計建築工房（千葉県知事登録第1-0809-7103号）の業務を行う意思がないにもかかわらず、平成18年5月23日から平成20年5月11日までの間、自己の建築士としての名義を、同事務所の管理建築士として使用することを許した。

7 鎌田 善仁 （登録番号 第114740号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止5月

② 処分の原因となった事実

岩手県内及び宮城県内の建築物（16物件）について、株式会社アトリエ・K（岩手県

知事登録（あ）第1231号）の開設者として、同事務所の登録期間が平成19年3月26日に満了したにもかかわらず、建築士法第23条第3項の規定に違反して、更新の登録を受けず他人の求めに応じ報酬を得て、上記16物件のうち岩手県内及び宮城県内の8物件（建築確認：岩手県内の7物件は、平成20年3月（3物件）、同年8月、同年10月、平成23年8月、同年9月、宮城県内の1物件は、平成20年10月）については建築確認申請の代理、設計及び工事監理の業務を、別の岩手県内の4物件（検査報告：平成21年8月（2物件）、平成23年2月（2物件））についてはその他の業務として建築基準法第12条第3項に規定する検査の業務を、別の岩手県内の4物件（調査報告：平成22年2月（2物件）、平成22年12月（2物件））についてはその他の業務として同条第1項に規定する調査の業務を業として行った。

また、上記16物件のうち岩手県内の2物件について、一級建築士として、建築士法第24条の7第1項の規定により定められた契約内容及び履行に関する事項を記載した書面の建築主に対する交付及び説明を行わなかった。

8 金井 美紀夫 （登録番号 第328558号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止4月

② 処分の原因となった事実

東京都内の建築物（1物件（建築確認：平成24年2月））について、一級建築士事務所株式会社金井建築設計事務所（東京都知事登録第19337号）の業務に関し、建築確認申請の代理者及び工事監理者として、確認申請手続きを行わずに虚偽の確認年月日及び虚偽の確認番号を工事現場に表示させて、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認するとともに、一級建築士として、建築士法第21条の3の規定に違反して、建築基準法第6条第14項の規定に違反する行為を施工者に指示した。

9 長坂 広之 （登録番号 第270402号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止4月

② 処分の原因となった事実

愛知県内の建築物（44物件（建築確認：平成22年5月（4物件）、同年6月（5物件）、同年7月（8物件）、同年8月、同年9月（4物件）、同年10月（3物件）、同年11月（6物件）、同年12月、平成23年1月、同年2月（4物件）、同年3月（2物件）、同年4月（2物件）、同年5月（2物件）、同年6月））について、（有）画デザインワークス（愛知県知事登録（い-17）第10927号）の開設者として、同事務所の登録期間が平成22年4月4日に満了したにもかかわらず、建築士法第23条第3項に違反して、更新の登録を受けず他人の求めに応じ報酬を得て設計業務を業として行った。

10 西尾 篤 （登録番号 第222797号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

兵庫県内の建築物（1物件（建築確認：平成24年3月））について、大東建託株式会社神戸支店一級建築士事務所（兵庫県知事登録（一級）第101719号）の業務に関し、設計者として、建築基準法第58条の規定に違反する設計（本件建築物は第4種高度地区内にあることからその高さは同高度地区に関して都市計画で定められた内容に適合しなければならないにもかかわらず、同内容に適合しない設計）を行った。

11 片桐 利昌 （登録番号 第216647号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

東京都内の建築物（1物件（建築確認：平成21年9月））について、株式会社中建工業一級建築士事務所（埼玉県知事登録第（2）第7605号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第119条の規定に違反する設計（廊下の用途が共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における共用のもので、廊下の両側に居室がある廊下以外の廊下の幅は1.2メートル以上としなければならないにもかかわらず、1.2メートルに満たない設計）を行った。

12 荒木 徹 (登録番号 第250232号)

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

東京都内の建築物(1物件(建築確認:平成20年6月))について、一級建築士事務所アーキトーク設計室(東京都知事登録第52826号)の業務に関し、設計者として、建築基準法第53条第1項第2号に違反する設計(本件建築物の存する地域では建築物の建築面積(建築物の外壁又はこれに代わる中心線で囲まれた部分の水平投影面積)の敷地面積に対する割合(建ぺい率)は60%を超えてはならないにもかかわらず、建ぺい率が60%を超えている設計)及び同法第56条第1項第1号に違反する設計(本件建築物の集合住宅用変圧器は建築基準法施行令第130条の12の規定による建築物の部分でないにもかかわらず、同条の規定による建築物の部分であるとして同施行令第135条の6第1項の規定による基準を満たす建築物であると誤り、その結果として本件建築物の高さが道路高さ制限を超える設計)を行った。

13 恒田 義久 (登録番号 第221767号)

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

東京都内の建築物(1物件(建築確認:平成21年5月))について、株式会社長谷萬一級建築士事務所(東京都知事登録第54535号)の業務に関し、設計者として、建築基準法第58条に違反する設計(東京都市計画高度地区(第一種高度地区)内の建築物は、建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に5メートルを加えたもの以下でなければならないにもかかわらず、これに適合しない設計)を行った。

14 白石 敏明 (登録番号 第140831号)

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

岐阜県内の建築物(1物件(建築確認:平成24年4月))について、東濃設計社(岐阜県知事登録第6393号)の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令第80条の3の規定に違反する設計(本件建築物は土砂災害特別警戒区域内にあり、また居室を有することから、建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分の構造方法は、自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いなければならないにもかかわらず、同構造方法を用いない設計)を行った。

15 池尻 範生 (登録番号 第162139号)

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

広島県内の建築物(1物件(建築確認:平成20年2月))について、株式会社共栄店舗一級建築士事務所(広島県知事登録06(1)第0290号)の業務に関し、設計者として、建築基準法第20条に違反する設計(建築基準法施行令第38条第3項及び第4項による「建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件」(平成12年建設省告示第1347号)第一第4項第1号により準用する同第3項第2号及び第3号の規定によれば、建築物の基礎を布基礎とする場合、木造の建築物の土台の下にあっては、連続した立上り部分を地上部で30cm以上としなければならないが、一部で立上り寸法が不足しており、また同告示第二による構造計算の基準も満たさない設計)を行った。

16 武田 素明 (登録番号 第234857号)

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

千葉県内の建築物(1物件(建築確認(申請):平成23年10月))について、現代都市

建築一級建築士事務所（埼玉県知事登録第（3）7755号）の業務に関し、設計者として、本件建築物は建築基準法第20条第2号に掲げる建築物であることから、構造設計を行った場合には建築士法第20条の2第2項の規定により構造設計一級建築士に本件建築物が建築基準法第20条の規定及びこれに基づく命令の規定に適合するかどうかの確認を求めなければならないにもかかわらず、確認を求めずに、本件建築物の構造図、構造計算書及び建築士法第20条第2項の規定による構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書に他の構造設計一級建築士の名義を無断で借用して記名押印した。

17 戸田 博昭 （登録番号 第61184号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

栃木県内の建築物（1物件（建築確認（偽造）：平成21年12月））について、一級建築士として、虚偽の確認済証及び虚偽の確認通知書を作成して工事施工者に渡すこと、当該虚偽の確認済証及び虚偽の確認通知書に係る虚偽の確認申請書の確認申請代理者欄、設計者欄及び工事監理者欄に他の建築士の承諾を得ずに当該建築士の名義を借用して記名すること、確認済証の交付を受けずに工事が行われることの容認、並びに工事施工者が建築士事務所登録を受けずに確認申請代理業務、設計業務及び工事監理業務を受託することについて建築士法第21条の3の規定に違反して相談に応じることを行った。

18 福森 裕和 （登録番号 第248215号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

和建築工房一級建築士事務所（京都府知事登録（17A）第11212号）の業務に関し、同事務所の開設者として、同事務所の登録期間が平成22年12月13日に満了したにもかかわらず、建築士法第23条第3項の規定に違反して、更新の登録を受けず他人の求めに応じ報酬を得て京都府内及び大阪府内の建築物（3物件（建築確認：平成23年6月、同年7月、平成24年4月））の設計業務を業として行い、また、同事務所の所在地を変更したにもかかわらず、第23条の5の規定に違反して、その旨を京都府知事に届け出ず、さらに、第23条の6の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を京都府知事に提出しなかった。

19 小鶴 文彦 （登録番号 第301522号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

神奈川県内の建築物（1物件（建築確認（偽造）：平成19年9月））について、一級建築士事務所K O Z U R U（東京都知事登録第50034号）の業務に関し、建築確認申請の代理者として、指定確認検査機関名の虚偽の確認済証の写しを作成して工事施工者に渡し、無確認工事を行わせしめた。

20 佐藤 雄介 （登録番号 第327262号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止2月

② 処分の原因となった事実

茨城県内の建築物（2物件（建築確認：平成22年10月、平成23年4月））について、古河林業株式会社一級建築士事務所（東京都知事登録第50834号）の業務に関し、一級建築士として、建築士法第21条の4に規定に違反して、虚偽の住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定による「設計住宅性能評価書」を作成し、その結果、当該虚偽の「設計住宅性能評価書」によって住宅エコポイントの申請が行われることとなり、建築士の信用を失墜させる行為を行った。

21 後藤 隆義 （登録番号 第118608号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

大阪府内の建築物（1物件（建築確認：平成23年10月））について、株式会社後藤建築・環境設計事務所（大阪府知事登録（ホ）第10403号（設計・工事監理当時））の業務に関し、工事監理者として、本件建築物に係る屋根工事が、建築基準法第7条の3第1項第2号の規定により大阪市が平成19年大阪市告示第534号により指定した特定工程であり、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ施工出来ないにもかかわらず、合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認した。

22 甲斐 彰 （登録番号 第91755号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

三重県内の建築物（1物件（建築確認：平成23年8月））について、K A I 建築事務所（兵庫県知事登録（一級）第201460号）の業務に関し、設計者として、構造図と構造計算書との間に不整合が見られる不適切な設計（ベースプレート・アンカーボルトの鋼材の種類が異なる。）を行った。

23 黒米 勇 （登録番号 第132073号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

黒米イサム一級建築設計事務所（埼玉県知事登録（5）第2846号）の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

24 藤田 叔男 （登録番号 第134249号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

藤田建設興業株式会社一級建築士事務所（埼玉県知事登録（5）第2853号）の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

25 丸山 多美夫 （登録番号 第162743号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

尚和設計事務所（埼玉県知事登録（1）第9554号）の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

26 河野 邦彦 （登録番号 第45809号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

ケーエーエー総合計画事務所一級建築士事務所（東京都知事登録第50179号）の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

27 武井 鴻明 （登録番号 第55153号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

TAC建築構造設計事務所一級建築士事務所（東京都知事登録第54030号）の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

28 坪崎 雅一 （登録番号 第201324号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

アトリエワン一級建築士事務所（東京都知事登録第54009号）の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

29 高橋 昭一 （登録番号 第148465号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

株式会社社会コンストラクション一級建築士事務所（東京都知事登録第32178号）の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

30 森山 文之助 （登録番号 第165579号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

一級建築士事務所森山文之助建築設計室（東京都知事登録第24669号）の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

31 林 直樹 （登録番号 第274064号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

株式会社鳳友一級建築士事務所（東京都知事登録第54208号）の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

32 三村 正昭 （登録番号 第23645号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

一級建築士事務所ミツムラデザイン研究所（東京都知事登録第49492号）の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

い者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

33 津根 義弘 (登録番号 第292718号)

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

一級建築士事務所Design Field (東京都知事登録第50712号) の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第114号) 附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

34 宮島 幸一郎 (登録番号 第69251号)

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

一級建築士事務所有限会社宮島建築設計事務所 (東京都知事登録第36968号) の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第114号) 附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

35 大塚 照夫 (登録番号 第100115号)

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

一級建築士事務所有限会社大塚設計 (東京都知事登録第48547号) の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第114号) 附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

36 小松崎 常夫 (登録番号 第41923号)

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

一級建築士事務所株式会社アオヤマプランニング (東京都知事登録第49434号) の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第114号) 附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

37 重松 欣司 (登録番号 第109625号)

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

重松建築コンサルタント一級建築士事務所 (東京都知事登録第46703号) の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第114号) 附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

38 辻 輝巳 (登録番号 第69405号)

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

株式会社アクティツジ設計一級建築士事務所 (大阪府知事登録 (ホ) 第13334号) の

開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

39 吉井 壽一 （登録番号 第168757号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

吉井壽一一級建築士事務所（滋賀県知事登録（へ）第809号）の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。

40 荒木 隆常 （登録番号 第74589号）

① 処分の内容

平成25年4月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

一級建築士事務所テクモ（大阪府知事登録（ル）第2505号）の開設者として、建築士法第24条第1項及び第2項の規定に違反して、平成20年11月28日に同事務所に置かれていた管理建築士であって建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）附則第3条第13項に定める期限までに管理建築士講習の課程を修了していない者を、引き続き平成23年11月28日に管理建築士として置いていた。